

令和2年度の処理状況

単位:件

	請求 件数	処理状況						審査 請求	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	取り 下げ		
情報公開 制度	243 (132)	87 (39)	87 (47)	4 (5)	65 (34)	0 (0)	0 (7)	8 (2)	市長104 教委126 公営企業3 議会3 選挙管理委員会2 農業委員会2 監査 委員2 固定資産評価審査委員会1 (市長68 教委53 公営企業5 議会1 選挙管理委員会1 農業委員会4)
個人情報 保護制度	14 (18)	5 (3)	6 (7)	0 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	市長14 (市長8 教育委員会10)

※()内の数字は令和元年度の件数です。

令和2年度 情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

問い合わせ 文書情報課 文書情報係 (☎内線544)

情報公開制度

令和2年度の情報公開請求件数は243件でした。

実施機関別では、市長が104件、教育委員会が126件、公営企業が3件、議会が3件、選挙管理委員会が2件、農業委員会が2件、監査委員が2件、固定資産評価審査委員会が1件でした。

請求の主な内容は、「歴史スポーツ公園の管理運営」、「市公共施設の維持管理」に関する文書で、決定内容(処理状況)は、全部公開が87件、一部公開が87件、非公開が4件、不存在が65件でした。

なお、一部公開などに対する審査請求が8件あり、公平な救済制度の一つとしてその処理にあたる情報公開・個人情報保護審査会(市長の附属機関)を13回開催しました。

個人情報保護制度

令和2年度の自分自身に関する情報の開示請求件数は14件で、実施機関別では市長が14件でした。

請求の主な内容は、「第三者請求の交付申請書類」、「市民税・県民税申告書の写し」に関するもので、決定内容(処理状況)は、全部開示が5件、一部開示が6件、不存在が3件でした。

情報公開制度・ 個人情報保護制度の利用方法

情報公開制度は、市の仕事や仕組みを知っていただくために情報(文書、図画、写真など)を公開するもので、市民

の皆さんに限らず、どなたでも請求ができます。

また、個人情報保護制度では、自分自身に関する情報の開示を請求でき、その情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。

請求する際は、「情報公開請求書」などに必要事項を記入して、情報公開担当窓口(文書情報課)に提出します。実施機関は、原則として請求日の翌日から14日以内に公開(開示)できるかどうかを決定します。

市の保有する情報は公開することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり公共の利益が損なわれたりするような場合は非公開となることがあります。

情報公開請求、 個人情報開示請求の流れ

「情報公開請求書」
などを提出

請求者
↓
文書情報課

請求に対する決定

担当課
↓
請求者

※請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開できるかどうかを決定し、担当課から連絡します。
※内容により、一部公開または非公開になる場合があります。

請求された情報の閲覧
または写しの交付

担当課
↓
請求者